

ペットフード原料としての動物由来物質の取扱いについて

犬・猫等のペットについては、飼料安全法の対象外となっており、これらに給与されるペットフードの取扱いについては、平成13年10月1日付け「肉骨粉等の当面の取扱いについて」等により指導しているところである。

すなわち、ペットフードの原料として用いられていた肉骨粉、獣脂かす等については、レンダリングにより生産されるものであることから、BSEの感染原因となりうると考えられ、製造及び販売の停止要請の対象となっているところである。

しかしながら、ペットについては、食用肉や食用脂身が給与されていることから、食用脂身から製造される獣脂かす(肉粉)についてはレンダリングにより製造されたものであってもペットフード原料としての利用が可能であるとの解釈もあり、考え方が混乱しているところである。

一方、EUにおいても、肉骨粉等のレンダリング製品を一律に禁止するのではなく、食用とそれ以外に分けた取扱いを行うよう規制を変更してきているところである。我が国においても動物性油脂については、すでに非可食部位から製造されるイエローグリス(牛用利用不可)と可食部位から製造されるファンシータロー(牛用利用可)でその取扱いを変えているところである。

このような状況を踏まえて、食用脂身から製造される獣脂かす(肉粉)の取扱いについては、以下のように整理することとし、ペットフードに利用することは差し支えないものとする。

| 牛・羊・山羊由来物質 | | ペットフード利用 |
|------------|--------------------------------|----------|
| 血粉 | | × |
| 骨粉 | | × |
| 肉骨粉等 | 肉骨粉 (非可食部位レンダリング由来) | × |
| | 獣脂かす(肉粉) (可食部位レンダリング由来) | × |

ペットフード原料として利用可能な獣脂かす(肉粉)の条件

1. 食用脂身のみが原料とされていること。
2. ペットフード原料としてのみ利用されること。
3. 食品製造施設・工程で製造された獣脂かすであること。
4. 肉粉の場合は3.の獣脂かすのみから専用の工程で製造されること。
5. 1～4に適合していることを確認できる記録が整備されていること。
6. 獣脂かす(肉粉)について、肥飼料検査所がその原料、工程等を確認する。

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉の当面の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)の改正概要

1. 一時停止の要請を解除する事項

牛に由来する獣脂かす(食品の製造工程から発生するものに限る。)及びそのみに由来する肉粉(以下「肉粉等」という。)のペットフード原料用としての製造及び工場からの出荷

牛に由来する肉粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷

2. 解除に当たっての条件

(1) 肉粉等に係る製造及び出荷

肉粉等の製造及び出荷は、(独)肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

| 肉粉等の製造基準の概要 | |
|-------------|--|
| 原料の収集先 | 食用油脂原料(食用脂身に限る。以下同じ。)とその他の原料を分別する、と畜場、食肉処理場、販売業から収集すること (肉粉については確認済み製造事業所から獣脂かすを収集する) |
| 原料輸送の基準 | 専用の輸送車又は専用の容器を用いる 受入記録の作成 |
| 製造における対策 | 食用油脂原料のみを用いる食品の工程で製造 (肉粉については獣脂かすのみを用いる専用の工程で製造) 製造記録の作成及び製造管理者の設置 |
| 製品出荷時の対策 | 出荷工程における混入防止 出荷記録の作成 |
| 製品輸送における対策 | 専用の輸送車又は専用の容器を用いる 供給管理票の作成、携行、回付及び保管 |

(2) ペットフードに係る製造及び出荷

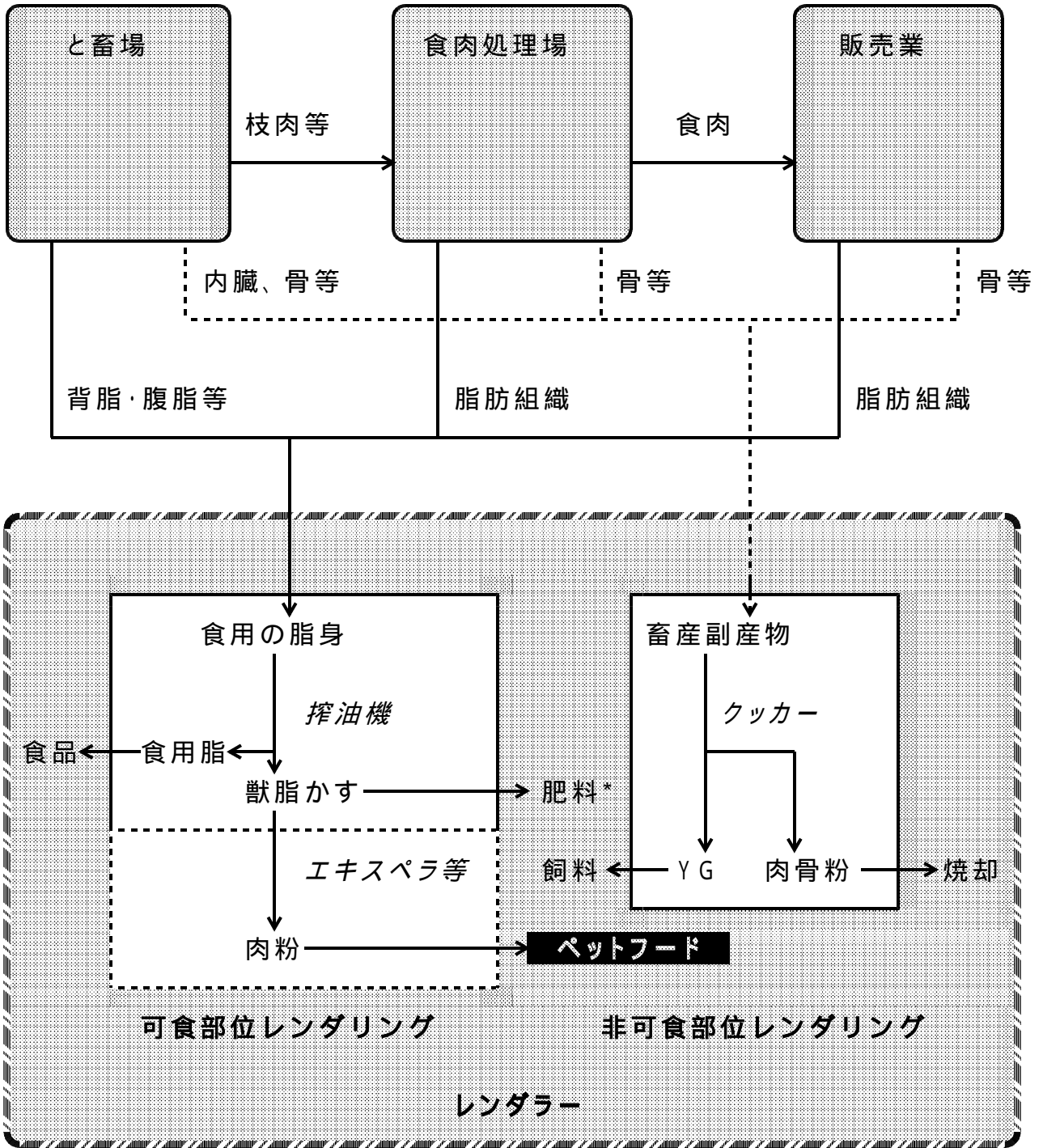
肉粉等を含むペットフードの製造及び出荷は、(独)肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

| ペットフードの製造基準 |
|---|
| 家畜用飼料工場との分離 供給管理票が携行されている肉粉等のみの受入れ及び供給管理票の回付 肉粉等の受入記録の作成 肉粉等の使用、製品の製造及び出荷の記録 店頭販売用の最終製品の出荷に限定 |

3. 製造基準に適合する製造事業場の公表

(独)肥飼料検査所は製造基準に適合している事業場をホームページに公表する。

肉骨粉・獣脂かすの製造について



* 現在、牛の獣脂かすは肥料利用されていない

ペットフードに関する飼料規制の比較等

| 飼料原料の区分・由来 | | | 日 本 | | E U |
|-----------------------------|---------------------|---|------------------|---------------------|-----------|
| | | | 飼 料 | ペ ッ ト フ ェ ェ ッ ト フ ェ | ペ ッ ト フ ェ |
| 非可食部位レンドリング (肺、腓臓、骨、その他) | 肉骨粉等 (肉骨粉) | 牛 | × | × | (動物園等) |
| | | 豚 | × | | (動物園等) |
| | | 鶏 | (豚・鶏) | | (動物園等) |
| | 動物性油脂 (イエローグリス) | 牛 | (豚・鶏) | | (動物園等) |
| | | 他 | | | (動物園等) |
| 可食部位レンドリング (腹脂、背脂等) | 獣脂かす等 (肉粉) | 牛 | × | × | |
| | | 豚 | × | | |
| | 動物性油脂 (ファンシータロー) | | | | |
| 食用肉・食用脂身・食用臓器 (牛・豚・鶏等由来) | | | (豚・鶏) (残飯として) | | |
| (参考) 牛由来原料の安全性 | | | 全頭検査 | | 部分検査 |

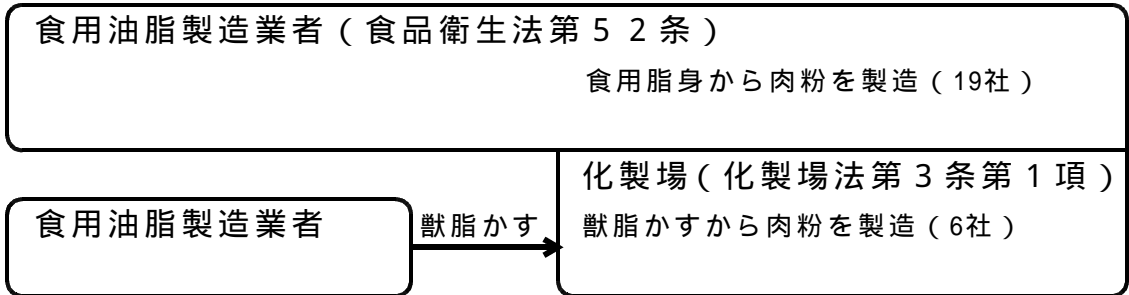
(要点)

現在、犬、猫等のペットに食用の牛肉等が給与されているが、食用の脂身から食用脂を抽出した残りかすである「獣脂かす」及びそれから製造した「肉粉」をペットフードの原料として利用することとする。

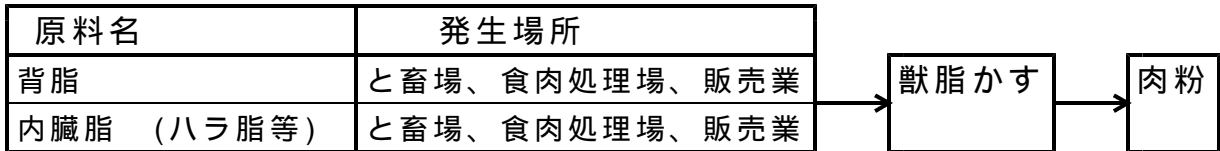
肉粉に関する基礎データ

1. 生産量 14,857ト

2. 肉粉製造業者数



3. 獣脂かす、肉粉の原料



4. 用語の定義

獣脂かす (玉じめ)

動物性食用油脂 (脂身) の製造原料を加熱処理し、固液分離したかすを油圧プレスで搾油した固形物で一般的に円盤状

* 油脂分25~30% 肥料用原料として利用 (豚・鶏由来)
(現在、牛の獣脂かすは肥料利用されていない。)

肉粉

(1) 獣脂かすを油脂分18%以下に絞り粉碎・篩別したもの

(2) 動物性食用油脂 (脂身) を固液分離した粕をエキスペラーで搾油し、
粉碎・篩別したもの

5. ペットフード、肉粉等への肉骨粉等の混入防止対策

原料を食用脂身に限定 (全頭検査済み)

食用油脂製造ラインで製造 (食品衛生法に基づく施設区別)

肥飼料検査所による原料、工程等の確認

製造基準の設定

6. 反すう動物用飼料へのペットフード、肉粉等の混入防止対策

飼料安全法に基づく混入防止対策の実施 (混入防止ガイドライン)

ペットフードの製造基準による散逸防止

7 . 肉粉の製造工程

